

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2016-141465  
(P2016-141465A)

(43) 公開日 平成28年8月8日(2016.8.8)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
<b>B 6 5 D 75/58 (2006.01)</b>	B 6 5 D 75/58	3 E 0 6 4
<b>B 6 5 D 33/24 (2006.01)</b>	B 6 5 D 33/24	3 E 0 6 7
<b>B 6 5 D 33/38 (2006.01)</b>	B 6 5 D 33/38	
<b>B 6 5 D 77/14 (2006.01)</b>	B 6 5 D 77/14	

審査請求 未請求 請求項の数 14 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号 特願2015-21029 (P2015-21029)  
(22) 出願日 平成27年2月5日 (2015.2.5)

(71) 出願人 000003193  
凸版印刷株式会社  
東京都台東区台東1丁目5番1号  
(72) 発明者 渡辺 信之  
東京都台東区台東1丁目5番1号 凸版印刷株式会社内  
(72) 発明者 小河原 賢次  
東京都台東区台東1丁目5番1号 凸版印刷株式会社内  
Fターム(参考) 3E064 AB23 BA21 BB03 BC18 EA30  
FA04 GA01 HN70 HS05 HU02  
3E067 AA03 AB99 BA12A BB14A BB25A  
CA24 EA01 EA23 EB17 EB22  
EE40 EE59 FA01 FC01 GD10

(54) 【発明の名称】 包装袋

(57) 【要約】

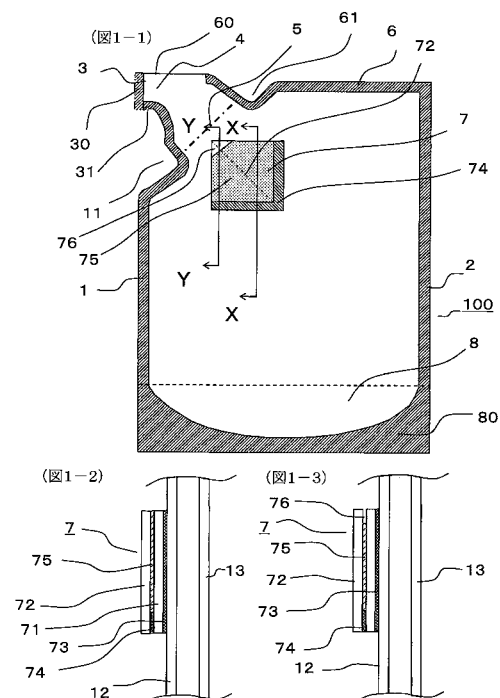
【課題】

折り曲げて再封できるようにした包装袋であって、注出口の周辺に付着した液体などの内容物が、垂れ落ちて、外面を汚すことのない包装袋を提供する。

【解決手段】

少なくとも最内層にシーラント層を有する積層フィルムからなり、端部に注出部を有する包装袋(100)において、積層フィルムの外面に、注出部根元を折り返して注出部(3)先端を収納する収納部(7)を設け、収納部(7)は、粘着剤で貼り合せた多層の粘着ラベルで構成されることを特徴とする包装袋。

【選択図】 図1



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

少なくとも最内層にシーラント層を有する積層フィルムからなり、端部に注出部を有する包装袋において、積層フィルムの外面に、注出部根元を折り返して注出部先端を収納する収納部を設け、

収納部は、粘着剤で貼り合せた多層の粘着ラベルで構成されることを特徴とする包装袋。

## 【請求項 2】

多層の粘着ラベルが、包装袋積層フィルムの外面に接着する粘着力に比べ、低い粘着性の粘着剤によって積層されていることを特徴とする請求項 1 に記載の包装袋。

## 【請求項 3】

多層の粘着ラベルが、部分的に非粘着部を有することを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の包装袋。

## 【請求項 4】

多層の粘着ラベルの非粘着部を注出部側角の端部に設けたことを特徴とする請求項 3 に記載の包装袋。

## 【請求項 5】

多層の粘着ラベルの層間における粘着剤が、非粘着部注出部側角に接しない他の辺近傍には、包装袋積層フィルムの外面に接着する粘着力と同等の高い粘着性の粘着剤によって積層したことを特徴とする請求項 4 に記載の包装袋。

## 【請求項 6】

多層の粘着ラベルが、厚さ 50 ミクロンメートル以上のフィルムを粘着剤で積層して形成されていることを特徴とする請求項 1 ~ 5 のいずれかに記載の包装袋。

## 【請求項 7】

多層の粘着ラベルが、厚さ 50 ミクロンメートル以上の 2 軸延伸フィルム層を積層していることを特徴とする請求項 6 に記載の包装袋。

## 【請求項 8】

多層の粘着ラベルを形成するラベルの上ラベルが、外層、又は中間層として、紙層を有することを特徴とする請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載の包装袋。

## 【請求項 9】

包装袋を構成する積層フィルム外面の濡れ指数が、 $40 \times 10^{-3} \text{ N/cm}$  以上であることを特徴とする請求項 1 ~ 8 のいずれかに記載の包装袋。

## 【請求項 10】

注出部と収納部との間の形状を凹部のある折り罫を加工し、注出部を折り返して収納部に収納しやすくしたことを特徴とする請求項 1 ~ 9 のいずれかに記載の包装袋。

## 【請求項 11】

注出部を収納部に挿入する時に折り返す折り返し予定位置に、ハーフカット線を加工したことを特徴とする請求項 1 ~ 10 のいずれかに記載の包装袋。

## 【請求項 12】

包装袋を形成する表裏 2 枚の積層フィルムの中に底用フィルムを融着し、スタンディングパウチとしたことを特徴とする請求項 1 ~ 11 のいずれかに記載の包装袋。

## 【請求項 13】

包装袋を形成する表裏の積層フィルムを、一枚のフィルムを折り返して表裏フィルムとしたことを特徴とする請求項 1 ~ 12 のいずれかに記載の包装袋。

## 【請求項 14】

注出部を収納する収納部が、開放部中央を通る対角線状に罫線を設けたことを特徴とする請求項 1 ~ 13 のいずれかに記載の包装袋。

## 【発明の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

本発明は、包装袋に関するものである。更に詳しくは再封機能を有する包装袋に関する

10

20

30

40

50

ものである。

【背景技術】

【0002】

シャンプー、リンス、ボディソープ、液体洗剤、柔軟剤に代表されるトイレタリー製品などの液体内容物を収納する包装袋があるが、通常の包装袋は開封後、再封することが出来ない。

【0003】

これを解決するために、色々な改良が行われている。例えば包装袋に注出路を設けて、注出路の先端にスクリュキャップ付きスパウトを設け、再封出来るようにしたものがある。また、開口部の近傍にチャックを設けておき、チャックにより再封する包装袋もあった。

10

【0004】

これらは、表裏のフィルム以外にキャップとスパウトや、チャックテープなどの部材が必要で、これらを接着するための加工工程も必要となり、コストがかかるので、ある程度内容物の価格が高いものでないと使用が難しいという問題があった。

【0005】

そのため、部材などを使用することなく、注出口を下向きになるようにして包装袋を折り曲げて係止できるようにした包装袋がある。たとえば、包装袋を下方に折り曲げた際に、注出口を係止するためのスリットが設けられた係止シール部を備えた包装袋がある（特許文献1）。

20

【0006】

しかし、この包装袋では、注出口が露出しているため、注出口の周辺に付着した液体などの内容物が垂れ落ちるといった問題があった。

【0007】

公知文献を以下に示す。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0008】

【特許文献1】特開2001-151250号公報

【発明の概要】

30

【発明が解決しようとする課題】

【0009】

そこで、本発明は上記のような事情に鑑みてなされたもので、折り曲げて再封できるようにした包装袋であって、注出口の周辺に付着した液体などの内容物が、垂れ落ちて、外面を汚すことのない包装袋を提供することが、本発明の課題である。

【課題を解決するための手段】

【0010】

本発明は係る課題に鑑みなされたものであり、請求項1の発明は、少なくとも最内層にシーラント層を有する積層フィルムからなり、端部に注出部を有する包装袋において、積層フィルムの外面に、注出部根元を折り返して注出部先端を収納する収納部を設け、

40

【0011】

本発明の包装袋は、以上のような最内層のシーラント層を融着して成形される包装袋であって、包装袋の注出部根元を折り返して、注出部先端を収納部に差し込んで注出部を係止すると、包装袋が折られた状態で収納部の粘着ラベルによって係止し、注出部を再封することができる。また、注出部先端は収納部の多層粘着ラベルの包装袋側ラベルと表側ラベルとの間に位置することになる。その為、注出口の周辺に付着した液体などの内容物が、収納部内部で垂れても、包装袋の外面に垂れ落ちて汚すことがない。

【0012】

50

本発明の請求項2の発明は、多層の粘着ラベルが、包装袋積層フィルムの外面に接着する粘着力に比べ、低い粘着性の粘着剤によって積層されていることを特徴とする請求項1に記載の包装袋である。

【0013】

本発明は、注出部先端を収納部に挿入する時に、収納部の多層粘着ラベルの包装袋側ラベルと表側ラベルを剥離する。この時に、包装袋と収納部との間の粘着力よりも低い粘着力になっているので、多層の粘着ラベル間の剥離が優先して剥離し易く、収納部が剥離して取れてしまうなどの危険がなく、多層粘着ラベルの包装袋側ラベルと表側ラベルを剥離できる。

【0014】

本発明の請求項3の発明は、多層の粘着ラベルが、部分的に非粘着部を有することを特徴とする請求項1又は2に記載の包装袋である。

【0015】

本発明は、注出部先端を収納部に挿入する時に、収納部の多層粘着ラベルの包装袋側ラベルと表側ラベルを剥離する必要がある。この時、部分的に非粘着部を有することによって、包装袋側ラベルから容易に表側ラベルを剥離することができる。

【0016】

本発明の請求項4の発明は、多層の粘着ラベルの非粘着部を注出部側角の端部に設けたことを特徴とする請求項3に記載の包装袋である。

【0017】

本発明は、注出部先端を収納部に挿入する時に、収納部の多層粘着ラベルの包装袋側ラベルと表側ラベルを剥離させる。この時、多層粘着ラベルの非粘着部を注出部側角の端部に設けことによって、包装袋側ラベルの剥離する注出部側の表側ラベルを剥離することができ、スムーズに注出部を収納する隙間を設けられる。

【0018】

本発明の請求項5の発明は、多層の粘着ラベルの層間における粘着剤が、非粘着部注出部側角に接しない他の辺近傍には、包装袋積層フィルムの外面に接着する粘着力と同等の高い粘着性の粘着剤によって積層したことを特徴とする請求項4に記載の包装袋である。

【0019】

本発明は、注出部先端を収納部に挿入する時に、収納部の多層粘着ラベルの包装袋側ラベルと表側ラベルを剥離する必要がある。この時、部分的に剥がし易い低粘着部だけでは全体が剥がれてしまうので、非粘着部注出部側角に接しない少なくとも他の2辺は、高粘着部を設けることによって、しっかり表側ラベルを包装袋側ラベルに固定する。この高粘着性の粘着剤による固定で、注出部先端に残った内容物付着液を粘着ラベル内に留め、漏れないようにできると共に、間違っても表側ラベル全体を剥離してしまうのを防ぐことが出来る。

【0020】

本発明の請求項6の発明は、多層の粘着ラベルが、厚さ50ミクロンメートル以上のフィルムを粘着剤で積層して形成されていることを特徴とする請求項1～5のいずれかに記載の包装袋である。

【0021】

本発明は、収納部を作る多層の粘着ラベルが、それぞれ、50ミクロンメートル以上の厚みがあり、腰があるので、注出部を収納部に収納する時に、収納部先端を開くことが容易で、作業性が良い。

【0022】

本発明の請求項7の発明は、多層の粘着ラベルが、厚さ50ミクロンメートル以上の2軸延伸フィルム層を積層していることを特徴とする請求項6に記載の包装袋である。

【0023】

本発明は、収納部を作る多層ラベルが、それぞれ50ミクロンメートル以上の2軸延伸フィルム層を有していて、非常に腰が強い。しかも、内容物によって膨潤したりしにくい

10

20

30

40

50

ので、注出部を収納部に収納する時に、収納部先端を開き易く、かつ、作業性が良い。さらに、注出部を押さえる力が高く、収納部から注出部が抜けて外れにくい。ここでいう2軸延伸フィルム層のフィルムは、2軸延伸ポリエチレンテレフタレートフィルムや2軸延伸ポリプロピレンフィルム、2軸延伸ポリアミドフィルムなども使用できる。2軸延伸されているので、腰の強い表面を持ち、折り曲げに対し耐性が出せるので、収納部を開き易くする特徴がある。

【0024】

本発明の請求項8の発明は、多層の粘着ラベルを形成するラベルの上ラベルが、外層、又は中間層として、紙層を有することを特徴とする請求項1～7のいずれかに記載の包装袋である。

10

【0025】

本発明は、収納部を作る多層のラベルとして、少なくとも上ラベルの外層、又は中間層として、紙層を有する複合フィルムで出来ているので、注出部を収納部に挿入する直前に、収納部のフィルムを挿入し易く挿入部を広げるように折り癖を付けると、その形状が一定時間保持できる。その為、注出部を収納部に収納する時に、収納部先端が開いているので、挿入し易く、かつ、作業性が良い。

また、腰が出易く、注出口を押させる力が高くなり、容易に収納部から外れにくくなると共に、注出部先端に付着した内容物の染み込みを目立たなくして防止する。

【0026】

本発明の請求項9の発明は、包装袋を構成する積層フィルム外面の濡れ指数が、 $40 \times 10^{-3} \text{ N/cm}$ 以上であることを特徴とする請求項1～8のいずれかに記載の包装袋である。

20

【0027】

本発明は、包装袋を構成する積層フィルムの外層が、高い活性を有しているので、粘着固定する時の粘着力が高まり、収納部が積層フィルムから外れにくい。

【0028】

本発明の請求項10の発明は、注出部と収納部との間の形状を凹部のある折り罫を加工し、注出部を折り返して収納部に収納しやすくしたことを特徴とする請求項1～9のいずれかに記載の包装袋である。

【0029】

本発明は、注出部と収納部との間の形状を凹部のある形状に折り罫を入れる。この凹部のある形状は、折り返し易くすると共に、折り返して収納部に収納した注出部先端が抜け出る力を低下させ、折り罫も入れて、折り癖を設けているので、作業性も高く、かつ、安定して注出部を収納部に収納可能である。

30

【0030】

本発明の請求項11の発明は、注出部を収納部に挿入する時に折り返す折り返し予定位置に、ハーフカット線を加工したことを特徴とする請求項1～10のいずれかに記載の包装袋である。

【0031】

本発明は、注出部を収納部に挿入する時に折り返す折り返し予定位置にハーフカットを施すことによって、折り返す抵抗を小さくして折り返し易くすると共に、折り返して収納部に収納した注出部先端が抜け出る力を低下させるので、安定して注出部を収納部に収納可能である。

40

【0032】

本発明の請求項12の発明は、包装袋を形成する表裏2枚の積層フィルムの間に底用フィルムを融着し、スタンディングパウチとしたことを特徴とする請求項1～11のいずれかに記載の包装袋である。

【0033】

本発明は、スタンディングパウチ形状にすることが出来るので、常に注出部や収納部を上側に向けて立てておくことが可能になる。その為、内容物が漏れにくい状態で保管し易

50

い。

【0034】

本発明の請求項13の発明は、包装袋を形成する表裏の積層フィルムを、一枚のフィルムを折り返して表裏フィルムとしたことを特徴とする請求項1～12のいずれかに記載の包装袋である。

【0035】

本発明は、1枚のフィルムを折って、包装袋の表裏のフィルムとし、折り部が前記ノズル部の上端になるようにして、前記包装袋の天部を形成したので、ノズル部の上下がシール部になっている場合より、表裏のフィルムが離れやすくなり、表裏のフィルムが広がって、ノズル部の幅の割に流量を多くすることができる。差込部の長さを大きくすることもなく、ノズル係止部を小さくすることができる。

また、小ロット向けの生産ラインを組むことができると共に、収率を向上させることが可能である。

【0036】

本発明の請求項14の発明は、注出部を収納する収納部が、開放部中央を通る対角線状に罫線を設けたことを特徴とする請求項1～13のいずれかに記載の包装袋である。

【0037】

本発明は、収納部の開放部中央に罫線が走り、その罫線によって、融着、あるいは粘着している容器を形成しているフィルム対し離れ、罫線が収納部のフィルムを挿入し易く挿入部を広げるような折り癖になっている。

その為、罫線があると、収納部先端が開き易いので、注出部先端を収納し易く、手も汚れにくいメリットが発生する。

【発明の効果】

【0038】

本発明の包装袋は、折返し予定線で折って、注出部先端を収納部に差し込んで、収納部の粘着性ラベルで注出部を係止させる。その為、包装袋が折られた状態で固定され、再封することができる。

【0039】

そして、注出部先端は表裏のフィルムの一方のフィルムにのみ設けられた収納部に差し込まれ、注出部先端の注出口が、収納部の係止シール部で囲まれた低粘着性の多層ラベルの間に位置するので、注出部先端の開口部の周辺に付着した液体などの内容物が、収納部内部には垂れるが、包装袋の外面に垂れ落ちることがない。

【図面の簡単な説明】

【0040】

【図1】本発明の包装袋の一例で、その平面図と、収納部近傍の断面を拡大した断面図である。

【図2】本発明の包装袋で、折返し線で折り返し、注出部先端を収納部に係止した状態を示す平面図と、収納部近傍の断面を拡大した断面図である。

【図3】本発明の包装袋で、収納部の形状や高粘着部形状を変更した例において、折り返し線で折り返し、注出部先端を収納部に係止した状態を示す平面図である。

【発明を実施するための形態】

【0041】

以下、本発明について、図を用いて説明する。

図1-1は、本発明の包装袋100で、収納部が四辺形の下辺と縦の辺を固定した一例で、その平面図である。

【0042】

本例の包装袋100は、図1に示すように、1枚のフィルムを折って、表裏のフィルムとし、左サイドシール部1と右サイドシール部2が設けられている。フィルムの折り部60は、左サイドシール部1の上方に設けた注出部3の上端になっている。

この為、閉鎖部30が切り取られると、注出部3の上側は折り返し部60になっており、

10

20

30

40

50

フィルムの腰によって、閉鎖し難くなり、表裏のフィルムが確実に離れて広がるので、内容物の注出がスムーズにできるようになっている。

【0043】

包装袋100の下端は、外面側に折り曲げた中間フィルム8が挿入され、スタンディングパウチに形成されている。

底側シール80は、表フィルム12と中間フィルム8、裏フィルム13と中間フィルム8がそれぞれ融着し、内容物を充填すると、折り曲げられていた中間フィルムが開いて、底部を形成し、立体的に立つことができる。

このようにして包装袋100を立てると、注出部3が上側になり、注出後、注出部3近傍の内容物は容器内部の下側に移動させることができる。

【0044】

注出部3の下側は、左サイドシール部1が内方に屈曲して窪んだシール部で形成され、サイドシール窪み部11が設けられている。そして、このサイドシール窪み部11と折り部60の間に、内容物を注出する注出路4が設けられている。

この為、折り返す為の折り返し線部分は、2つの凹部のある部分で結ばれる位置にあるようになり、折り返す力が少なくすむようになっている。

より折り返し易くする為、折り返し線部分にレーザー光線を使用してーフカット線を加工しても良い。外形を抜き刃で切断する時に、一段低い刃でーフカットを入れてもかまわないが、レーザーを使用すれば、良品の収率が向上するなどのメリットがある。

【0045】

図1の包装袋100では、注出部3の先端の閉鎖部30に近い左サイドシール部1上端近傍に、閉鎖部30を切り取る為の切り欠き31が形成されているが、注出部3先端は充填時、及び未使用時には開口されている。

【0046】

折り部60の右側は、シールされて天シール部6を形成している。この天シール部6が、内容物の充填前は部分的に未シールで開口されていて、内容物の充填口になっている。天シール部6にも内方に屈曲して窪んだシール部が形成されている。この天シール窪み部61と、サイドシール窪み部11の間には、折り返し線5が形成されている。その為、折り返し線5部分では、両端が天シール窪み部61と、サイドシール窪み部11の凹部のある形状になっていて、折り返しし易い形状になっている。

さらに、折り返し線には、ーフカット加工を施し、注出部3の根元を、より折り返し易くしている。

【0047】

図1-2が図1-1のX-X部分で切断した収納部7の断面図で、図1-3が図1-1のY-Y部分で切断した収納部7の断面図である。

収納部7を粘着している表フィルム12は、濡れ指数が $40 \times 10^{-3} \text{ N/cm}$ 以上の表面性を確保している。これは、粘着剤で確実に固定できるようにする為である。

【0048】

本例では、収納部7を正方形のラベル状のフィルムを2枚重ね合わせた構成で、包装袋積層フィルムの外面に下ラベル71を接着する基粘着層73は全面積に高粘着力の粘着剤で貼り合わせた。

そして、下ラベル71とその表側の上ラベル72とのラベル間の粘着層は、注出部側角の端部には粘着層を設けず、非粘着部76とした。また、非粘着部76側の角に接しないラベルの辺近傍には、包装袋積層フィルムの外面に接着する粘着力と同等の高い粘着性の高粘着剤を用いた高粘着部74を設けた。

【0049】

しかし、その他の下ラベル71・上ラベル72間における大部分の粘着層は包装袋積層フィルムの外面に接着する粘着力に比べ、低い粘着性の低粘着剤を用いた層で接着させた低粘着部75を設けた。

また、粘着層を設けない注出部側角の非粘着部76は、角面取り状に設けた。もちろん、

10

20

30

40

50

面取りはR形状であってもかまわない。

【0050】

図2は、本発明の包装袋の一例で、注出部3根元の折り返し線5で折り返し、注出部3先端を収納部7内部に挿入している図で、図2-1が全体の平面図、図2-2が図2-1のZ-Z部分で切断した収納部7と収納部に挿入された注出部3の断面図である。

【0051】

収納部7の上ラベル72は、厚さ50ミクロンメートル以上のポリエチレンテレフタレートフィルム層を有するフィルムで、下ラベル71に中心部は低粘着部75で固定されている。

ポリエチレンテレフタレートフィルムは2軸延伸され、かつ、50ミクロンメートル以上の厚みがあると、腰が強い。その為、注出部3を差し込む時に、表フィルム12や下ラベル71が凹んでも収納部7のポリエチレンテレフタレートフィルム層を有する上ラベル72は追従しないので、ぽっかり、収納部7の下ラベル71・上ラベル72間で、非粘着部76近傍が口を開き、挿入しやすくなっている。

ポリエチレンテレフタレートの代わりに、2軸延伸ポリプロピレンフィルムや2軸延伸ポリアミドフィルム、その他、腰が出る紙を基材にしてもかまわない。

さらに、非粘着部76と低粘着部中央を通る対角線状に罫線72を設けている。罫線72は、収納部のフィルムを更に腰を出すと共に、非粘着部76に隙間を作ると共に、罫線72に沿った低粘着部75の粘着力をより低くするので、より、注出部3を挿入し易くしている。

【0052】

収納部7の形状は、図では正方形としたが、平行四辺形であっても、長方形であっても、開放角部分が曲線とした角Rの面取り四角形であっても良い。

また、図3-1のように、高粘着部74の下辺に対し、立ち上がり部78を設けたり、図3-2のように、高粘着部74の下辺を傾斜させたりして、注出部先端に付いた内容物の液滴の垂れを確実に収納部内部に収納し、より内容物が収納部から外に漏れ出ることが無いようにする形を採っても良い。

【0053】

注出部3根元の折り返し線5で折り返し、注出部3先端を収納部7の下ラベル71と上ラベル72の間に挿入すると、低粘着剤を塗工した上ラベル72の低粘着剤75が注出部3や注出路4と粘着固定されるので、収納部7から容易に抜け出ることはない。

もちろん、注出部と収納部との間の形状を凹部のある折り罫を加工したり、そこにハーフカット線を加工したりして、注出路が折り返した状態で、元に戻ろうとする回復力を弱めているので、注出部3は収納部7からより抜け出にくくしている。

また、確実に注出部3が収納部7内部に収納され、非粘着部76側の角に接しないラベルの辺近傍には、包装袋積層フィルムの外面に接着する粘着力と同等の高い粘着性の高粘着部74を用いて、周縁は閉鎖しているので、注出部先端に付いた内容物の液滴も、漏れ出ないようにしている。

【0054】

多層ラベルは、2層でも良いが、低粘着部に注出部先端に付いた内容物の液滴が付くと、次に注出部を粘着固定しにくい。しかし、上ラベル部分が重ねられた多層ラベルであれば、上側から使用し、使い捨てて、次回には内容物の液滴が付かない上ラベル72を使用すれば、常に注出部をしっかり固定し易くなる。

【0055】

本発明の包装袋100は以上のようなもので、注出部3の閉鎖部30を切り欠き31で切り取り、内容物を注出後、注出部3根元の折り返し線5で折り返し、注出部3先端を収納部7の非粘着部76から下ラベル71と上ラベル72の間に差し込んで固定するだけで、包装袋100を密封させるというシンプルなものである。

その為、チャックやスパウトなどと比べ、簡素な部材で構成されているので、包装体を製造する樹脂量を削減し、環境負荷を抑制できるメリットがある。

10

20

30

40

50

また、袋を再封する時に、注出部先端に付いた内容物の液滴が垂れることが無くすることが出来る。

さらに、袋を開こうとする力や、折り込む位置がずれようとする力を係合する力に使用し、かつ、低粘着剤 75 で、粘着力も使用して注出部 3 を固定・保持しているため、折り込みの係合が、より、外れにくい。

その上、スタンディングパウチに使用しているため、もし、注出口先端の収納部への係合が外れたとしても、即座に内容物が漏れる事が無い。

さらに、レーザーでハーフカットを入れると、折り込みが容易になり、注出口先端の収納部への係合が外れにくくなる。

また、このような大変便利な機能をスタンディングパウチに使用可能とする本発明は、従来の生産ラインに取り込むことは容易であり、低価格で機能を付与できるなど、大きなメリットがある。

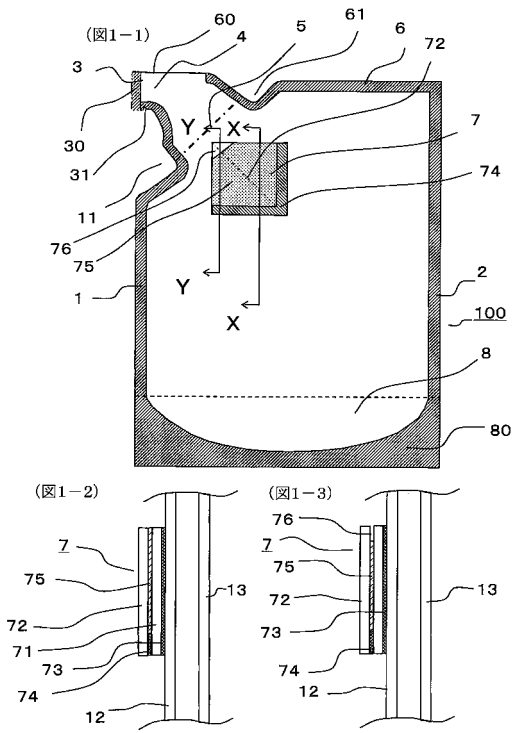
10

【符号の説明】

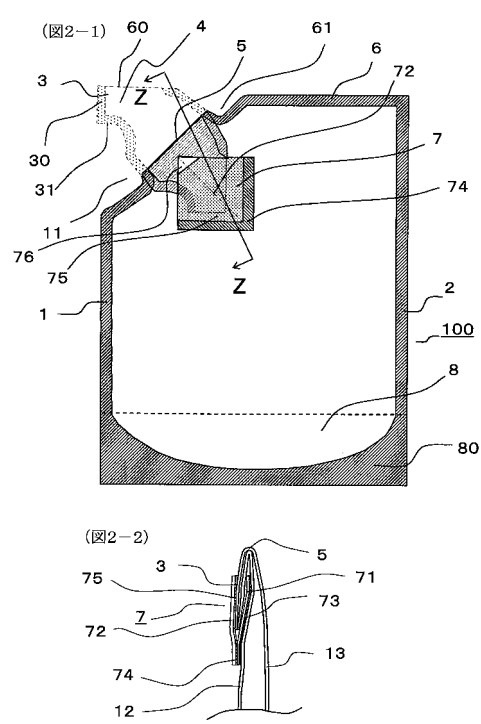
【 0 0 5 6 】

1 0 0 . . . . .	包装袋	
1 . . . . .	左サイドシール部	
1 1 . . . . .	サイドシール部窪み部	
1 2 . . . . .	表フィルム	
1 3 . . . . .	裏フィルム	
2 . . . . .	右サイドシール部	20
3 . . . . .	注出部	
3 0 . . . . .	閉鎖部	
3 1 . . . . .	切り欠き	
4 . . . . .	注出路	
5 . . . . .	折り返し線	
6 . . . . .	天シール部	
6 0 . . . . .	折り部（天側）	
6 1 . . . . .	天シール窪み部	
7 . . . . .	収納部	
7 1 . . . . .	下ラベル	30
7 2 . . . . .	上ラベル	
7 3 . . . . .	基粘着層	
7 4 . . . . .	高粘着部	
7 5 . . . . .	低粘着部	
7 6 . . . . .	非粘着部	
7 7 . . . . .	罫線	
8 . . . . .	中間フィルム	
8 0 . . . . .	底シール部	

【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】

